

○工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の
公表の試行について

平成19年4月18日国港総第47-2号、国港技第4-2号
最終改正 令和4年3月30日国港総第748号、国港技第109号
港湾局総務課長、技術企画課長から各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

公共工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について、今般、随意契約によるものを除き、工事概要として工事発注規模を新たに公表することを試行することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、公表に際しては、工事種別に応じた工事発注規模を別紙のとおり設定したので、当分の間、これに従い公表されたい。

(別紙)

港湾土木工事、空港等土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事	空港等舗装工事
3,700万円未満	5,000万円未満
3,700万円以上 9,000万円未満	5,000万円以上 1億2,000万円未満
9,000万円以上 1億5,000万円未満	1億2,000万円以上 2億5,000万円未満
1億5,000万円以上 2億5,000万円未満	2億5,000万円以上 適用額未満
2億5,000万円以上 適用額以上 15億円未満	適用額以上 10億円未満
15億円以上 30億円未満	10億円以上 20億円未満
30億円以上 50億円未満	20億円以上
50億円以上	

※適用額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」(令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号)記1に定める額をいう。